

那覇市新都心公園等の指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市都市みらい部公園管理課が所管する、新都心公園、天久ちゅらまち公園、黄金森公園、安謝東公園、安謝東原公園、天久プリン山公園、天久緑風公園、上之屋フレンドパーク、黄金森小公園、タカマサイ公園、銘苅かりゆし公園、銘苅てんとうむし公園、安岡ガジュマル公園、安里緑地(以下「新都心公園等」という。)については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があることから、令和5年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

表1 公園種別・公園名称・位置・管理面積表

| NO | 公園種別 | 公園名称 | 位置 | 管理面積 (ha) |
|----|------|------------|-------------|--------------|
| ① | 総合公園 | 新都心公園 | おもろまち三丁目2番1 | 17.85 |
| ② | 近隣公園 | 天久ちゅらまち公園 | 天久二丁目32番1 | 1.50 |
| ③ | 近隣公園 | 黄金森公園 | おもろまち二丁目7番1 | 1.50 |
| ④ | 街区公園 | 安謝東公園 | 安謝一丁目553番1 | 0.08 |
| ⑤ | 街区公園 | 安謝東原公園 | 安謝一丁目16番1 | 0.27 |
| ⑥ | 街区公園 | 天久プリン山公園 | 天久一丁目24番1 | 0.25 |
| ⑦ | 街区公園 | 天久緑風公園 | 天久二丁目24番1 | 0.24 |
| ⑧ | 街区公園 | 上之屋フレンドパーク | 上之屋一丁目14番1 | 0.24 |
| ⑨ | 街区公園 | 黄金森小公園 | おもろまち二丁目8番1 | 0.02 |
| ⑩ | 街区公園 | タカマサイ公園 | 上之屋一丁目6番1 | 0.26 |
| ⑪ | 街区公園 | 銘苅かりゆし公園 | 銘苅一丁目5番1 | 0.24 |
| ⑫ | 街区公園 | 銘苅てんとうむし公園 | 銘苅三丁目3番1 | 0.24 |
| ⑬ | 街区公園 | 安岡ガジュマル公園 | 銘苅三丁目5番1 | 0.24 |
| ⑭ | 都市緑地 | 安里緑地 | おもろまち一丁目6番6 | 0.66 |
| | | | 計 | 23.59 |

2 指定管理予定候補者

- (1) 名称：沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- (2) 代表者名：代表取締役 宮里好一
- (3) 住所：沖縄県那覇市泉崎 1-12-15-4F

3 指定予定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)

4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募集期間 令和5年8月1日～令和5年10月2日

イ 申請団体数 2団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称 那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会

b 選定委員会の委員

委員長 瀬口 浩一（琉球大学国際地域創造部教授）

副委員長 山城 一美（沖縄職業能力開発大学校特任教授）

委員 生沢 均（公益社団法人沖縄県緑化推進委員会常務理事）

委員 由利 玲子（特定非営利活動法人1万人井戸端会議）

委員 仲 厚（沖縄県土木建築部都市公園課課長）

臨時委員 里井 洋一（沖縄県立博物館・美術館館長）

臨時委員 平得 永太郎（那覇市銘苅小学校区まちづくり協議会会長）

イ 選定委員会日時 令和5年10月22日(日)午後1時00分～午後5時05分まで

ウ 選定基準

- ①市民の平等な利用が確保できること。
- ②事業計画書の内容が新都心公園等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画書の内容に沿った新都心公園等の管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定基準表

表2 那覇市新都心公園等指定管理予定候補者選定基準表

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|----------------------------|----------------------------------|--|----|
| 基本的な考えと管理体制 (20点) | 設置目的の理解、平等な利用を図るための考え方・方策及び、管理体制 | ・事業内容が特定の市民・団体等に対して、不当な利用の制限又は優遇するものではないか。 ・管理責任者及び体制が明確に示されているか。 ・公園及び公園施設の安全管理について示されているか | 10 |
| | 職員の管理育成及び、危機管理体制 | ・職員の指導育成、研修体制は十分か。(緑化・防災を含む) ・個人情報保護のための適切な体制が示されているか。 ・事故、災害等に対する対応策は適切か。 | 10 |
| 新都心公園等の効用の発揮と経費縮減 (60点) | 運營業務運営・緑化推進業務及び利用の促進 | ・適切な人員を配置し、運営及び緑化推進に関する具体的な計画がなされているか。 ・利用サービスの質の向上に取り組み、公園利用の促進に関する計画がなされているか。日常的な運営において、適切な人員を配置し、利用サービスの質の向上に取り組んでいるか。 | 10 |
| | 維持管理の質の向上 | 公園及び公園施設管理において、適切な人員を配置し、民間事業者のノウハウを活かした維持管理計画がなされているか。 | 20 |

| | | | |
|-------------------|-----------------------------------|---|-----|
| | 高齢者又は障がい者団体等との連携 | 新都心公園等の管理運営に関して高齢者又は障がい者団体等との連携に配慮された計画がなされているか。 | 5 |
| | 自主事業による公園機能・市民サービスの向上及び、賑わいの創出・集客 | ・事業者の創意工夫により、公園の機能向上及び市民サービスの向上を図る取り組みがなされているか。(例:渋滞緩和のための駐車場整備、雨除け日除け等) ・ターゲットや収支を見据え、具体的かつ効果的なイベントなどの企画がなされているか。 | 20 |
| | 経費削減(※1) | 指定管理料の提案額 | 5 |
| 団体の概要と管理運営能力(20点) | 安定的な運営が可能となる財政基盤 | 団体の財務状況の健全性及び新都心公園等を管理運営する財政能力を保有しているか。 | 10 |
| | 公の施設の管理運営実績及び収支計画の内容、適格性、実現の可能性 | ・新都心公園等を良好に管理運営できる実績を有しているか。 ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 | 10 |
| 合計点 | | | 100 |
| 最低基準点 | | | 60 |

※1 指定管理料の提案額の範囲によって評価する。

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 提案額 | 169,715 千円以上～170,715 千円以下 | 0 点 |
| | 168,715 千円以上～169,715 千円未満 | 1 点 |
| | 167,715 千円以上～168,715 千円未満 | 2 点 |
| | 166,715 千円以上～167,715 千円未満 | 3 点 |
| | 165,715 千円以上～166,715 千円未満 | 4 点 |
| | 165,715 千円未満 | 5 点 |

オ 選定方法

- ①委員ごとに「那覇市新都心公園等指定管理予定候補者選定基準表」に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。
- ②上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。
- ③上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。
- ④公募結果として応募が1団体の場合、各委員の合意でもって指定管理予定候補者とする。
- ⑤上記①から④にかかわらず、委員全員の採点の合計点が6割に満たない場合は選外とする。

カ 選定結果

(1) 指定管理予定候補者

沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

(2)集計結果

| 順位 | 団体名 | 採点 | | | | | | | 平均点 |
|----|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| | | A 委員 | B 委員 | C 委員 | D 委員 | E 委員 | F 委員 | G 委員 | |
| 1 | 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社 | 63 | 73 | 66 | 67 | 75 | 73 | 66 | 69 |
| 選外 | A社 | 選外 | | | | | | | |

キ 選定理由

那覇市新都心公園等指定管理予定候補者審査要項の選定基準に基づき、平等な利用等の基本的な考えや、那覇市新都心公園等の効用の発揮と経費縮減、応募者の財務状況や施設管理の運営能力について審査・評価したところ、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社を新都心公園等の指定管理予定候補者として選定しました。A社につきましては、市の示す指定管理料上限額を超えた提案であることから、那覇市新都心公園等指定管理者募集要項に基づき選外としました。